

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成20年1月24日(木)

開会 13時30分

閉会 14時00分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 丹保健一委員長、竹下譲委員、井村正勝委員、山根一枝委員、安田敏春教育長

欠席者 無し

4 出席職員

教育長 安田敏春(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 鎌田敏明

学校教育分野総括室長 坪田知広 生涯学習分野総括室長 杉野周二

研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 真伏利典 教育総務室主査 服部素尚

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 川口朋史 人材政策室副室長 濱田嘉昭

人材政策室主幹 森田由之

福利・給与室長 神戸保幸 福利・給与室副室長 谷岡徳夫

生涯学習分野

スポーツ振興室長 川畑幸永 スポーツ振興室指導主事 奥井達司

5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第64号 三重県特別支援学校への就学奨励に関する規則等の一部を改正する規則案	原案可決
議案第65号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第66号 専決処分の承認について(人事関係)	原案可決
議案第67号 訴訟事件の処理について	原案可決

6 報告題件名

件名
報告1 第86回全国高等学校サッカー選手権大会に係る三重県優秀選手・指導者表彰について

7 審議の概要

・開会宣告

丹保委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会(平成19年12月26日開催)審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

山根一枝委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 66 号が人事案件の為、議案第 67 号が訴訟の方針決定に関する案件の為に非公開にて審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第 64 号、65 号を審議し、報告題 1 を報告したのち、非公開の議案第 66 号、67 号を審議することを確認する。

・審議内容

議案第 6 4 号 三重県特別支援学校への就学奨励に関する規則等の一部を改正する規則案（公開）

（教育総務室長説明）

三重県特別支援学校への就学奨励に関する規則等の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 1 0 号の規定により、教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

1 ページをご覧頂きたいと思います。3 条からなるこの規則案ですが、この規則案には 3 つの規則の改正を含んでいます。1 つは三重県特別支援学校への就学奨励に関する規則の改正、第 2 条にあります、三重県立高等学校学則の基準に関する規則、第 3 条にあります、三重県立学校の管理運営に関する規則、この 3 つの規則について改正をしますが、改正内容はいずれも条ずれによる条項の整理です。

次のページをご覧頂きますと、要綱がありますが、この条ずれにつきましては、学校教育法の施行規則の一部改正に伴い、関係する条について条項が変わり、それを改正するという内容です。施行期日は公布の日から施行させていただきたいと考えています。

3 ページ以降につきましては、改正案と現行の新旧対照表です。一例を挙げます、三重県特別支援学校への就学奨励に関する規則について、改正案では第 9 条の第 2 項は、「前項に掲げる帳簿の保管は学校教育法施行規則第 2 8 条第 2 項の規定に基き 5 年間とする」です。旧では「前項に掲げる帳簿の保管は学校教育法施行規則第 1 5 条第 2 項の規定に基き 5 年間とする」になっていたということで、その他 2 つの規則につきましても同様に学校教育法の施行規則の改正に伴う条ずれを修正することとなります。以上です。

【質疑】

委員長

それでは議案第 6 4 号はいかがでしょう。条ずれということですので、よろしいでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

議案第 6 5 号 公立学校職員の給料および手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（福利・給与室長説明）

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 1 0 号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

1 ページは改正規則案です。そして次のページに要綱がありますが、今回の改正につきましては、先程の第 6 4 号議案と同じで、学校教育法施行規則の改正に伴う条ずれです。3 ページをご覧下さい。改正を行う部分は、公立学校職員の給料の調整を行う職及びその額という条項がありまして、その中で下の現行のところ、ラインを引いてある所を見ていただきますと、今までは学校教育法施行規則の第 7 3 条の 2 1 の第 1 項を引用していましたが、学校教育法施行規則の一部改正に伴い、条ずれが起こり、それが改正案にあります 1 4 0 条に変わるということです。以上です。

【質疑】

委員長

これも条ずれということですが、議案第 6 5 号はいかがでしょう。

竹下委員

先程の条ずれも同じなのですが、73条が140条ですよね。規則の中身がものすごく増えたのですか。条項が増えたのですか。

福利・給与室長

はい。学校教育法でまず増えまして、それに伴い規則の方も増えました。

竹下委員

70条が140条のところへ行くぐらいまで増えたということですね。

井村委員

倍ぐらいになりましたね。

竹下委員

量が倍ぐらい増えたのですか。

学校教育分野総括室長

量は増えてないのですが、幼稚園が前にきたり、順番が入れ替わりました。特別支援などもそうです。

竹下委員

そうですか。

委員長

よろしいでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

報告1 第86回全国高等学校サッカー選手権大会に係る三重県優秀選手・指導者表彰について（公開） （スポーツ振興室長説明）

第86回全国高等学校サッカー選手権大会に係る三重県優秀選手・指導者表彰について、別紙のとおり報告する。

県立の津工業高等学校サッカー部が、第86回全国高等学校サッカー選手権大会におきまして、3位入賞という素晴らしい成績をあげました。新聞報道等でも既にご承知のとおり、表彰式を平成20年1月15日の月曜日にこの教育委員室で行いました。津工業高校からは中川校長、藤田監督と選手25名が出席し、大会の結果報告をして頂いた後に表彰を行いました。

1ページをご覧ください。この大会は、2にあります表彰事項の(8)の財団法人全国高等学校体育連盟が主催する全国選抜大会に位置付けられますので、表彰の対象となり、1月7日の月曜日に実施しました、三重県優秀選手・指導者表彰と同様に表彰を行いました。事後になりましたが、報告をさせていただきます。なお2ページには今回の表彰対象の選手25名と指導者1名の名前を掲載しています。またその当日の表彰式の後には、教育委員会事務局の執務室で職員にも大会報告をして頂きました。以上で報告を終わります。

【質疑】

委員長

はい、嬉しい報告ですが、報告1はいかがでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

委員長

ここからは審議は秘密会となりますので傍聴の方がみえましたら退席をお願い致します。

議案第66号 専決処分の承認について（人事関係）（秘密会）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第67号 訴訟事件の処理について（秘密会）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。